

特集2 自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入

1 概要

令和8年4月1日、道路交通法の一部が改正され、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが変更されました。

これまでの自転車の交通違反は、交通切符(赤切符)等を用いた刑事手続きによる処理であり、検察官が起訴・不起訴の判断を行い、その結果、有罪判決となった場合には、罰金刑を科されるなどの前科がつくものでした。

刑事手続きによる処理は、違反者及び警察官の時間的・手続き的な負担が大きく、検察に送致されても不起訴とされ、違反者に対する責任追及が不十分であるとの指摘がありました。

そこで、16歳以上の者による自転車の交通違反に対しては、自動車と同様に交通反則通告制度(青切符)を導入し、違反者及び警察官の手続きの簡易化、反則金を納付した場合における刑事手続きに移行しないことによって、交通ルールの遵守及び自転車の交通事故抑止を図ります。

自転車を利用される皆さんへ
対象 16歳以上
2026年4月1日から
自転車の違反に「青切符」が導入!
青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終了される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

悪質・危険な違反が青切符の対象です!(一例)

携帯電話使用等(保持) 12,000円	道交法切立入り 7,000円	自転車制動装置不換 5,000円
信号無視(赤色等) 6,000円	指定場所一時不停止等 5,000円	横断歩行者等妨害等 6,000円

埼玉県警察 公式ホームページ
詳しくはこちら! 青切符の導入について
しっかり守ろう! 交通安全 eラーニング

埼玉県警察/一般財団法人埼玉県交通教育協会

チラシ

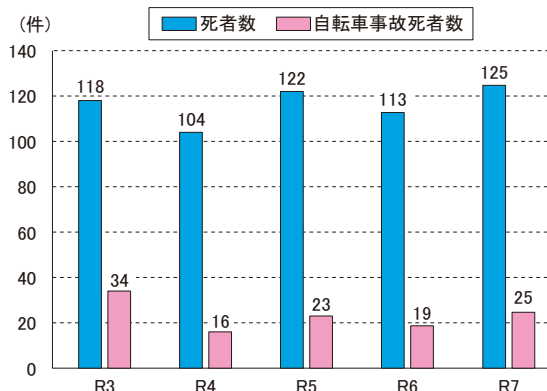
2 自転車に関する交通事故発生状況

1 自転車に関する交通事故発生状況

近年、自転車事故死者数はおおむね横ばいで推移しており、交通事故死者全体の約2割を占めています。

埼玉県は、自転車の世帯保有率が全国トップクラスであることから、全国の中でも高い水準で発生しています。

交通事故死者の推移(5年間)



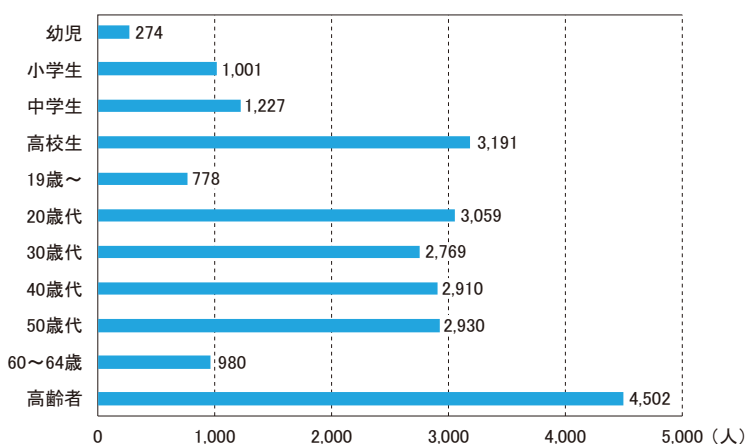
2 自転車事故の特徴

自転車は身近で手軽に利用することが出来る移動手段であることから、幼児から高齢者まで各年齢層で発生している現状にあり、65歳以上の高齢者が最多となっています。

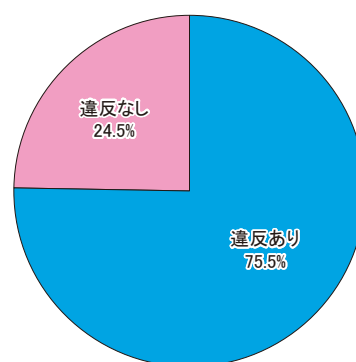
また、自転車事故死傷者には、約8割に「安全不確認」をはじめとする何らかの法令違反が認められます。

令和8年4月から自転車違反者に対する交通反則通告制度(青切符)の適用を内容とする道路交通法の一部改正が施行され、自転車利用者の交通ルール遵守やマナーの向上がより一層求められています。

年齢層別・自転車事故死傷者数(5年間)



違反の有無別・自転車事故死傷者数(5年間)



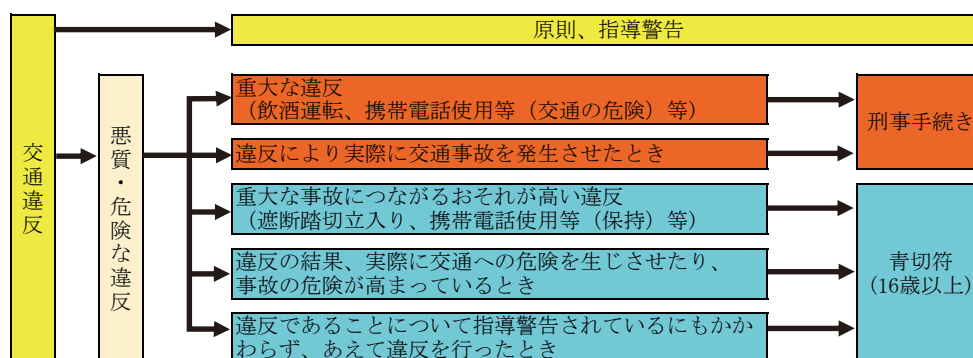
3 自転車の指導取締りの基本的な考え方、場所・時間帯

自転車の交通違反に対しては、基本的には現場において自転車指導警告カードを使用した指導警告を実施しますが、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは青切符や赤切符等の刑事手続きにより検挙します。

青切符については、16歳以上の者が自転車の交通違反をした際に行い、16歳未満の者による交通違反については、原則として指導警告を行います。

指導取締りは、自転車の交通事故が発生しているなどの状況がある「自転車指導啓発重点地区・路線」、「朝の通勤・通学時間帯、日没前後の薄暗い時間帯」を中心に指導取締りを行います。

自転車の指導取締りの基本的な考え方



※ 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に実施

※ 「朝の通勤・通学時間帯」、「日没前後の薄暗い時間帯」を中心に実施

4 基本的な自転車の交通ルールの周知

1 ライフステージに応じた交通安全教育等の実施

青切符制度の導入に伴い、基本的な自転車の交通ルールを理解し、安全に自転車を利用していただくため、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といったライフステージごとに、官民が連携して交通安全教育を推進するほか、街頭における広報啓発活動を実施しています。

官民が連携した交通安全教育の活動状況



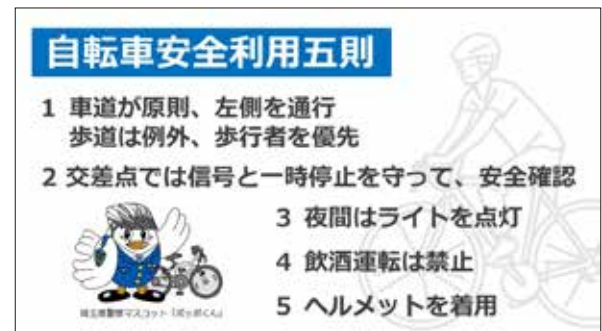
街頭での広報啓発活動状況



2 自転車安全利用五則

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）がまとめられています。

自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があり、自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切です。



3 ポータルサイトの開設

自転車に関する情報(交通ルールのほか、取締りの基本的考え方、関係団体・企業や都道府県警察が作成する交通安全教育教材等に関する情報)を集約したポータルサイト(自転車ポータルサイト)が、警察庁公式ウェブサイトで開設されました。

是非、ご活用ください。



自転車ポータルサイト
(警察庁公式)